

総務常任委員会

平成27年12月14日（月曜日）

総務常任委員会

平成27年12月14日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 3号 旭市ふるさと応援寄附条例の制定について
- 議案第 4号 旭市ふるさと応援基金条例の制定について
- 議案第 5号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について
- 議案第 9号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて
- 議案第10号 財産の無償譲渡について
- 議案第11号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて
- 議案第12号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

出席委員（7名）

委員長	向 後 悦 世	副委員長	林 晴 道
委員	高 橋 利 彦	委員	木 内 欽 市
委員	平 野 忠 作	委員	伊 藤 保
委員	太 田 將 範		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 景山岩三郎

議員 米本弥一郎

説明のため出席した者（27名）

副市長	加瀬寿一	秘書広報課長	飯島茂
行政改革推進課長	佐藤一則	総務課長	加瀬正彦
企画政策課長	横山秀喜	財政課長	林清明
税務課長	林利夫	市民生活課長	大木廣巳
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
病院事務部長	飯塚正志	病院経理課長	土師学
病院総務課長	河北隆	病院契約課長	野口稔
病人監事	田杭平三	その他担当員	12名

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範
副主幹	榎澤茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

2015年も残すところ2週間余りとなりました。天気予報では、12月は暖冬傾向と言われてはありましたが、朝晩冷え込んできましたので、委員の皆さんにおかれましては、健康管理に十分留意されまして、審査のほど、よろしく願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、景山議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

委員の皆様には大変忙しい中、ありがとうございます。本日の委員会、よろしくどうぞお願いいたします。そして職員の皆さん、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

本日、付託いたしました一般会計、補正予算を含む10議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。向後委員長、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、委員会に審査をお願いします議案は全部で10議案でございます。

まず、予算関係が1議案、議案第1号の平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について

のうち所管事項、次に、条例関係が4議案ございます。

議案第3号の旭市ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について、議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

それと、中央病院の独法化関係で4議案ございます。

議案第8号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第9号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて、議案第10号の財産の無償譲渡について、議案第11号の地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについてであります。

最後に、字の区域の変更が1議案ございます。議案第12号の市の区域内の字の区域及び名称の変更についてであります。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案、可決くださいますよう、お願い申し上げまして、ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月3日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について、議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第9号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて、議案第10号、財産の無償譲渡について、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて、議案第12号、市の区域内の字

の区域及び名称の変更についての10議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（林 清明）** 議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算（第3号）の議決については、本会議で説明を申し上げたとおりでございます。

なお、主なもの内容につきまして、担当課よりきょうは企画政策課より、ご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○**企画政策課長（横山秀喜）** それでは、補正予算の議決について、企画政策課所管の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の9ページをお開きください。歳入になります。

13款2項1目総務費国庫補助金、説明欄の1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金2,767万4,000円ですが、今年10月から施行された社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度、これに対応するため、既存の電算システムに必要な改修等を行う経費に対し、国からの支援措置として交付されるものでございます。これは、補助金の交付決定を受けて予算計上するものでございます。

続きまして、同じ説明欄2、選挙人名簿システム改修費補助金73万7,000円ですが、今年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の18歳への引き下げに対応するため、既存の選挙人名簿システム等に必要な改修を行う経費に対し、これも国からの支援措置として交付されるものでございます。

続きまして、補正予算書の12ページをお開きください。歳出のほうです。

2款1項8目電子計算費、説明欄1、電算システム運用事業380万3,000円、電算業務委託料ですが、内容としましては、3つの経費を計上しております。

1つ目は、歳入でも説明いたしましたが、選挙権年齢の18歳への引き下げに対応するため、既存の選挙人名簿システム等を改修する経費、これは216万円を見込んでおります。

2つ目ですが、来年1月から始まる個人番号カードの交付に伴う顔認証システムの経費45万5,000円でございます。

3つ目ですが、昨年6月の介護保険法の改正に伴いまして、地域包括支援センターシステムに必要な改修を行う経費、これを118万8,000円見込みました。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 議案第3号につきましては、本会議で説明したとおりでございますので、補足説明はございません。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） ふるさと納税のことなんですけど、この間説明の中で1万円当たり3,000円くらいお返しするということは、これはよく承知しております。これが5万円、あるいは10万円、あるいは20万円ということは、同じ率で返礼品ですか、記念品をやるやつなんですか。それとも、どのようにお考えでしょうか、よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） こちらの本会議のほうで若干お話しいたしましたけれども、現在基本の線としまして考えておりますのは、1万円以上2万円未満の方については3,000円相当の品物、それから2万円以上3万円未満の方については6,000円相当、それから3万円以上5万円未満の方については9,000円相当、それから5万円以上につきましては、これは5万円以上全てになるんですけれども、一律1万5,000円相当の品物を考えております。この基本線で現在品物について、道の駅と協議しておりまして、道の駅に入っている出荷者のほうから、どういう品物が出せるかということで、今取りまとめを行っております。だいたい、この基準で行っているところが各市町村も多いようです。

以上です。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 議案第4号につきましても、本会議で説明したとおりでございますので補足説明はございません。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第5号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。ここではございません、よろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第6号につきましては、本会議で説明を申し上げたとおりでございます。ここで補足することはございません。よろしくお願いたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたら、お願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第8号につきましても、本会議で補足説明させていただきました。ここでは特にございません。よろしくお願いたします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたしま

す。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第9号につきましても、本会議で補足説明させていただいたとおりです。特にございません。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたら、お願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 9号のこの承継財産の件でございますが、この承継財産の簿価等を決めたわけでございますが、それでこれほどこの業者に依頼したのか。

それから、時価評価をしてもらっているわけですが、不動産鑑定士等に頼んだ金額は、どのぐらいになっているのか、まずお聞きします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 業者と今幾らでというご質問です。

これにつきましては、中央病院のほうで事務をやっておりますので、そちらのほうでお答えいたします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この移行時に評価については、設立団体がするという事になっているわけですね。それが、中央病院に任せるとは何たることなんですか。まず、その辺をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 移行時に市がということで、おっしゃるとおりでございます。

市の中には、中央病院も含みまして、準備室をつくっていますので、そちらで対応ということで実務のほうにつきましては、中央病院のほうに精通しているということでやっております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 一緒にやっていると言っても、ここには結局、不動産評価は有識者の意見を参考に設立団体の責任で行いますということはあるわけですよ。何で、それが市がやらなかったのか、こんないいかげんなあれはないじゃないですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） いいかげんということよりは、市がやるということは存じ上げ

ています。市が中央病院に依頼をしてやっていただいている、あくまでも市の責任でやっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 依頼と市の責任では全く違うんですよ。そうじゃないですか。それは、あくまでも逃げ口上なんですよ。いずれにしても、ここにもそういう中で、じゃ、もっと聞きますが、時価評価した際、これは土地等はいいでしょうけれども、時価評価、特に事業用の償却資産については、承継時に帳簿価格ですか、これでやるということが書いてある中で、またなぜ帳簿を主体にやらないのか。依頼しますと、また今度はほかの面も関係してくるわけですよ。監査人のこともあるわけですよ。そうすると、この監査人の関係で資本金の額が100億円以上であると、この場合は監査人を入れなくちゃならないわけですね。そうすると、それが全て違っちゃってくるんですよ。中央病院の言いなりに、なぜやったのか。そういう中で、今この資本金が幾らになるのか、その辺お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 設立時は帳簿価格ではなくて、その設立時の時価、これを正しく評価して設立するというふうになっています。ですので、帳簿価格ではなくて時価で再算定しているということになります。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） スタート、開設時の資本金ということによろしいでしょうか。

これにつきましては、本会議で林晴道議員さんからの質疑で答えましたが、あくまでも年度末の資産負債の合計が決算によるということになりますので、あくまでも本当に見込みということで答弁させていただきました。資産の計が490億円、負債の計が400億円、これの差引きである90億円ということで合計しております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 我々も、これは独法に逐条解説で理解するほかないわけなんですよ。あなた方もそれ以外ないと思うんですよ。そういう中で、ここに評価に関しては学識経験者を有する者、それは不動産鑑定士、そんな中で時価評価、しかしながら特に事業用の償却資産等については、承継時に帳簿価格、これは減価償却後の残存価格により評価を行うことが適

当な場合があるということが書いてあるわけです。それからやったら、当然そうなるべきじゃないんですか。時価評価といたら、これは何を基準に時価評価したのか、その辺をお尋ねします。そうしますと、当然これは今度は新組織になった中で、今度は監査人を入れる、入れないに大きな関係が出てくるわけなんです。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 償却資産について何を基準にということですが、最終的に評価の積算表を見せていただきましたが、基本的にはやり方については今現在中央病院がやっている償却の仕方と変わりません。ただし、スタートする場合には、例えば残存価格の少ないようなもの、これらについては省かれますし、そういったようなことで現在の帳簿価格とスタート時の帳簿価格が変わってきます。ただ、一度不動産鑑定士に現在の償却資産について、チェックは入っています。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） だから、そこでやはり市がこれは主体的にやるということになっているわけです。当然、不動産鑑定士と話し合いしてやっていると思うんですけども、そんな中でなぜこの機械、器具、土地は分かります、時価評価で、これはいいと思います。機械が、なぜ簿価より下がるのか、その原因。それと同時に、この簿価が下がるということは、今度は次、新組織になったら利益が出るということなんです。減価償却が少なくなるわけですから。ですから、それを何を基準にやったのか。その簿価と時価の差ですね。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 先ほども簿価と時価の差という話ですが、評価の仕方は基本的に同じです。ただ、1件当たりある基準がありまして、もう既に償却がかなり進んでいるようなもの、それについては計上しないということになっていますので、その差が主なものです。簿価と評価額の主な差になります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 何の認識もなく、それでそういうことをやるんですかね。それは、話し合いしているわけでしょう。今、簿価はこれだけ、時価はこういうふうにしますよと、

そういう一つの基準を設けてないんですか。土地は除いて、土地はやはり当時高いときに買ったものであれば、今は時価は下がりますけれども、機械というのは、普通だったら今まで正式に税法上の償却でやってきたわけでしょう。それをあえて中央病院が使うからと、なぜ簿価と時価の価格差を設けたのか。それが、担当としてちゃんと了解した上で、これは出しているんじゃないんですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 操作をしてとか、話し合いで価格を設定しているということではないですので、そこはご理解いただきたいと思います。現在の簿価が適正かどうか、これは償却資産以外のものも含めて、それも含めて適正な価格で法人がスタートするというようなことでありますので、そこは正しく資産を評価して、独立行政法人が始まる、そのための作業ということで、ご理解いただきたいと思います。

それと、簿価と時価が下がっている。これは、経費がというような、利益が上がるような形をとるというふうにおっしゃいました。確かに、下がっていれば、その分だけ減価償却費が計上されていきませんので、それは利益が上がる形にはなりません。ただし、それを目的として下げたわけじゃございません。そこは、ご理解ください。あくまでも、スタート時の適正な時価ということを算定しています。

それと、先ほど小さいものという、ちょっと説明しましたけれども、設立時に13か月以内で償却するもの、これについてはスタート時には見ないということになっていますので、その差もあります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 幾ら、これ話しても水かけ論ですから、これ以上言いませんけれども、結局、有識者の意見を参考にして、設立団体の責任で行いますという項目にあるわけですよ。それで、そういう細々したことは何もこの独法の問題についてはないわけです。そして、いずれにしても、独法はこれはいろいろなものというのは、例えば土地開発公社とか、病院とか、それから水道とか、そういうものを独法にしていますから、そういう中でそれぞれ今度は、その中で個別法になっているわけですよ。その中で、そういう細々した、これまでの以下は切っちゃうとか、そういうことないわけです。そんな中で、いずれにしても設立団体の責任で行いますというのが、なぜ設立団体が何も知らないのか。知らないというのは、簿価から時価にする場合、こういう理由だからという、そういう説明はできないでしょう。結

局、この時価と簿価、今度はいろいろな問題がかかわってくるわけですよ。今度は、それから次が監査人の問題もあるわけですよ。結局、この独法というのは、独法にすることによって、病院の経営を住民に対して、透明性を持っていく。それが、独法において監査人が入らなかったら、全然透明性がないわけですよ。ここの数字を変えることによって、今度は監査人が入るか、大きな一つの議論になってくるわけですよ。ですから、なぜこの設立団体が主体性を持った中で評価するに対して、執行サイドは説明をできないのか。よく分かる説明をしてくださいよ。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今のご指摘に関しましては、今まで説明してきたとおりなんです。1点だけ説明させていただきますと、会計監査人ということで重要な指摘をいただきました。これにつきましては、開設時の資本金100億円以上、または負債が200億円以上ある場合には、会計監査人、これを置くことになっています。中央病院は、これに確実に該当することとなりますので、会計監査人は必置しなくちゃならないということになります。

以上です。

○委員長（向後悦世） よろしいですか、ほかに質疑はありませんか。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） ちょっと単純にですが、土地の値段とかはだいたい割り返せば分かるんですが、4万5,000坪くらいあるのかな。単純に坪幾らですか、土地。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今、割り返しますと、坪ですと3万5,400円ぐらいです。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 中央病院のあの土地が坪3万5,000円ということなんですが、これがやはり時価ということ。いろいろあるじゃないですか、固定資産の評価額とか、何か路線価格とか、いろいろありますが、時価ということは、今中央病院のあの土地が3万5,000円の価値しかないということではないですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 不動産鑑定上、時価ということで評価していただいています。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうですか、あの辺が3万5,000円で理解しました。

同じく、建物なんかをやると、恐らく坪幾らぐらいの評価、建物は今、中央病院の。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 建物につきましては、割り返しますと坪当たり36万4,863円という数字が出てきます。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） そうすると、ちょっとよく分からないんですが、この間再整備をやったときに、約300億円かけているわけですよ、約300億円だったでしょう、あれ、建物200億円、そうするとあのころ坪、相当だったですけれども、今は三十何億円になるのに、そうすると駐車場というのは、これ駐車場はあれですか、有料駐車場とか、これ土地じゃないですよ、駐車場というのは、どういう意味。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 駐車場は構築物の駐車場のところをおっしゃっていますか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 構築物として駐車場になります。それは、また土地と駐車場とは別の判断です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 舗装したところとか、そういう有料駐車場のこと。駐車場も土地でしょうよ、広大な土地、ああいうのが駐車場になるから、駐車場というのは舗装とか、そういう工事費というふうに。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 構築物につきましては、そういう意味になります。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） それで、これを譲渡とか、所有権とか何か移転するのか、これ継承というのはどういう意味ですか。登記簿を全部変えるの、変えるんですかね。そうすると、当然、登記料だとか、印紙とかというのにかかるんですか。不動産、通常だと取得税とかかかりますけれども、そういうのはどの程度なんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 私ども囑託登記というふうに聞いていますので、基本的にはかからないと思っています。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 登記料とか、税金は一切発生しないということね。分かりました。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第10号につきましては、本会議で補足させていただきました。ここでは特にございません。よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） まず、これは約50億円、48億円という、この前の話でありましたが、なぜこれを無償にするのか。それで、無償ですら中で、なぜ時価評価をしたのか。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 無償ですということは、議案第9号でも同じように、全ての権利義務を承継するという考え方の中から、器具、備品につきましては、比較的、短期で償却してしまうものということで、地方自治法の規定を使い無償譲渡という形の手段をとっています。ただし、これにつきましても、財産の適正な価格というようなことから評価をしております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局、承継で立木なんかたった400万円で、もう承継しているわけですよ。それを、この機械というかなりの金額になるものがあると思うんですが、それをなぜ無償譲渡するのか。そうなりますと、これ当然、新組織になったら利益に反映してくるわけなんですよね。減価償却として、経費として見なされないわけね。50億円といたら、普通、機械、器具ということで五、六年でしょうから、黙っていたって年間10億円の利益が出るわ

けなんです。それを、なぜそのようにするのか。まず、それだけお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 利益を出すようにしているというご指摘ですけれども、基本的にはそうではなくて、先ほど来申し上げているとおり、償却資産に関しましては、48億800万円くらい簿価でありまして、現在これを時価でということで、スタート時の金額が21億6,000万円ほど、鑑定評価の結果が26億4,800万円、この差が21億6,000万円となります。この大きなものは、先ほど申し上げましたとおり、13か月以内で償却するものは開設時には継承しないということになっておりますので、そこは除いたと、これが大きな理由でございます。そのために、引き継ぐべき財産が結果、簿価よりも時価のほうが低くなったということとあります。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 立木を承継でやって、何でこれは。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 期間ですとか、経理上の話でありますので、金額でというよりは、ものの性質で判断しているというふうに思います。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 13か月以上と言っても、48億円といたら13か月以下の償却資産というのは、幾らもないと思うんですよ。今ここで出なけりゃ、具体的に後で出してもらいたいと思いますけれども、本当にそういう13か月以下の償却資産あるんですかね。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 譲渡後13か月以内に償却が済んでしまう器具及び備品ということで、おおよそですが9億600万円があります。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そういう中で、この承継と無償ですか、譲渡、何で違うのか。13か月以下が無償であれば、それはそれで構わないと思いますよ。それ以上のものがあるでしょう。それを、なぜ無償にするのか。承継できるじゃないですか。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それにつきましては、議案質疑でもお答えしましたけれども、この性質上、短期間で償却してしまうというようなことから、9号議案のほうじゃなくて、無償譲渡という形をとりました。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、今の答弁を聞いていますと、この独法の問題については、市は全然主体性を持ってないと、中央病院が全部主体性を持って進めているということに理解しました。

○委員長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） なかなか意見が合わないところ、ちょっとあるんですが、とにかく独法に向かしまして、企画政策課長、独法の準備室長も兼ねて辞令を行っています。それで、独法に向かって中央病院も市でありますので、市と中央病院一緒に事務を進めてまいりました。あくまで中央病院、高橋委員おっしゃるようなことではありませんので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 中期計画に関しましては、途中で全員協議会、そして本会議で補足説明をさせていただきました。この場では特にございません。よろしく申し上げます。

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 15ページ、短期借入金の限度額です。これについてお伺いします。

ここに想定される短期借入金の発生理由、ここに予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の偶発的な出費の対応ということが書いてありますが、これは現在、毎年どのぐらい退職しているのか。そういう中で、今度は独法になるときに、どのぐらいそういう偶発的な余分にやめる職員がいることが想定されるのか、それについてお尋ねをします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 中身が実務的な話ですので、中央病院のほうに答えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（向後悦世） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいまのご質問の中で、退職金の限度額ということでご質問いただきました。

退職金額ですとか、退職の予定人数は後ほど総務人事課長のほうから、ご回答申しますが、この理由を定めたのは、このために発生するということではございませんので、特に資金繰りの中で、全体的なキャッシュ・フローの中で足りなくなった場合に対応するというので、そういったケースとして一番金額が大きいのが、退職予定者が思ったより増えたとか、そういったときのことを想定してございます。委員ご承知のとおり、中期計画における手元現金につきましては、約60億円を今想定しておりますので、こういったことで足りなくなるとかで、決して限度額を定めていることではございませんので、ご回答申し上げます。

○委員長（向後悦世） 病院総務人事課長。

○病院総務人事課長（河北 隆） 現在のところ、退職者は毎年350人ほどです。退職金の合計額が7億円程度で推移している、このことは独法化後の中期計画においてもベースは同じです。ただ年によっていろいろ予測外の支障が生じたので、先ほどの経理課長のような説明になると思います。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 関連で質問しますけれども、今退職金の引当金というのは、中央病院いくらもないわけですよ。返ってきて20億円ぐらいですか。それで、この前では80億円ぐらい不足という話ですが、その80億円というのは、どういう対応をするのか、お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） ただいま80億円とおっしゃいました、ちょっと私ども80億円の根拠をよく理解してございませんが、設立に伴いまして、病院といたしましては、まず退職給付引当金を計上いたします。これは、負債のほうに計上いたします。この金額につきましては、年金数理人のほうに一応算定のほうを依頼してございまして、今のところ想定で約100億円をちょっと超えるのかなと、107億円ぐらいになるのかなというふうに思っております。それにつきましては、開始のバランスで先ほど委員からありました資本金を計算すると

ころの負債のほうに計上して、スタート時は処理をいたします。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局、今の退職金の関係をやっています組合ですか、あそこから返ってきた残りですか。先ほど、私80億円と言ったのは、20億円くらい返ってくるという話でありますので、107億円から20億円返ってきたら、87億円ですか、これは新しい独法が成立したときには、退職給与引当金として計上するということよろしいですか。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） その20億円返ってくるというところのお話につきまして、まだ金額が正式に決まっているというふうに、ちょっとまだ聞いてございません。それで、また返ってきて、その後どういうふうに病院のほうに繰り入れになるかというところまでは決まっているというふうには聞いておりません。もし、病院のほうに戻ってくるということでありましたら、現行の中で特別利益等を計上して、その後通常の利益剰余金の中からどういった積み立てをするのかと、そういったのを検討していく形になろうかと思えます。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いくら返ってくるか、それは別にして、そういう枠組みにして107億円は退職給与引当金として積み立てするということですね。それで、そういう中でこれは経理上、どこを減らして、ここを増やすのか、単純にお聞きします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） どこを減らすというと、ちょっと大変難しくて、お金とか、そういうものに色はついてないんですけども、資産の一部がそちらに行くという形でご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 16ページ、一番上、決算において譲与って、単なるミスプリでしょう。この譲与なの、余ったお金の剰余という意味になるでしょう、16ページの一番上、決算において譲与が生じた場合、さっきの譲渡の譲だけでも、どっち。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 誤字があったこと、実は知ってまして、これをどういうふう
に訂正するかって、ちょっと今内部で結論出ていませんので、今間違っているということ、
この後ちょっとお知らせしたと同時に、本会議でどのような形で訂正させてもらうか考えたい
と思いますので、よろしくお願いします。木内委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） この場合に、剰余金のことでしょうけれども、施設の整備、医療機器の
購入等に充てる、余ったお金が出たら全部これに充てるという理解でいいんですか。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） この辺につきましても、病院が独法化していくための、やる気
を起こさせる部分というか、そういう部分の一つに、メリットの一つにはなってます。ただ
全て購入等に充てるかどうかというのは、その剰余金の状況、そのときの決算の状況、これ
によるのだと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 何か、よく分からないんですが、こうやって文面に書いてあると、余っ
たお金は全部整備等、機器に充てる、そうとっちゃうんですが、この辺ちょっと何かよく分
からないんですが。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 文章の中で、購入等に充てる、等の中で読んでいただければな
と思います。意味合い的には、全て充てちゃうよということではございません。よろしくお
願いします。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 購入等だから、だいたい買っちゃうというふうにとっちゃうでしょうよ。
整備、購入等だから、整備をするか、買うかという、購入等、その他なら分かるけれども、
購入等というのは、ちょっと説明。

○委員長（向後悦世） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 意味は、その2者という等ではございません。先ほど言ったよ

うに、施設の整備や医療機器の購入、またはそれ以外の例えばものにとということも考えられますので、そういう広い意味で等ということを使っています。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それから、あとこの前、議会で独法に移行するときに資産が490億円で
すか、それで負債が400億円、資本が差し引いた90億円という話を聞いたんですが、先ほど
の話ですと、移行後に退職給与引当金、約107億円ですか、積み立てるということは、今度
はまごまごしたら負債が500億円になって、資本金がマイナスということになっちゃうとい
うことなんですか。お尋ねします。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 先ほど、あくまでも年度決算をしなくちゃ分からないというこ
とを前提にしながらの数字ではありますが、そのときの中に退職金の引当金は織り込み済み
でございます。あらかじめ、それを想定したシミュレーションになっております。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） その負債、ざっくりの話ですと、この400億円の中にその100億円も入っ
ているということですか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） そのとおりでございます。

○委員長（向後悦世） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第11号の質疑は終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更につ
いて、補足説明を申し上げます。

きょうお手元に、図面を配ってあるかと思うんですけども、それをご覧いただきたいと
思います。

1枚目の位置図、これは場所をお示ししております。

万力地区における県営万力Ⅱ期地区の土地改良事業により農地の区画整理が行われまして、
この換地処分にあたって字の区域及び名称の変更の必要が生じた場所ということで、谷丁場

遊正線の延伸と、それから広域農道の交差点があります。その北側付近で、位置図の中の黒く塗りつぶした部分、これは道路になっています。

2枚目の見取り図をご覧ください。

黒い線の部分、ここが変更となる字境で、地番1718の1、1720の6、1720の7、1736、1738、1740の2に隣接する道路である公有地の部分の字は中四番割から西四番割に変更されるということです。

これ、ちょっと分かりにくいんですけども、道路が西四番割になるということですね。

以上で、議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について補足説明は終了いたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市ふるさと応援寄附条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、財産の無償譲渡について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○委員長（向後悦世） 議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告してください。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 特にございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 3分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世